

静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第51号

静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 静岡県地方警察職員の給与に関する条例(昭和32年静岡県条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第9条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>413,800円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第2号に該当する扶養親族(子に限</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第9条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>414,300円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第2号に該当する扶養親族(子に限</p>

る。) 1人につき7,500円 (職員に配偶者が
ない場合にあつては、そのうち1人につい
ては12,000円)

(2) (略)

4 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事
委員会規則で定める割合を乗じて得た額とす
る。この場合において、任命権者が支給する
勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号
に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ
当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員が
それぞれその基準日現在 (退職し、又は死
亡した職員にあつては、退職し、又は死亡
した日現在。次項において同じ。)において
受けるべき扶養手当の月額及びこれに対す
る地域手当の月額の合計額を加算した額に
100分の85 (特定幹部職員にあつては、100
分の105) を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任
用職員の勤勉手当基礎額に100分の40 (特定
幹部職員にあつては、100分の50) を乗じて
得た額の総額

3～5 (略)

る。) 1人につき8,000円 (職員に配偶者が
ない場合にあつては、そのうち1人につい
ては12,000円)

(2) (略)

4 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事
委員会規則で定める割合を乗じて得た額とす
る。この場合において、任命権者が支給する
勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号
に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ
当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員が
それぞれその基準日現在 (退職し、又は死
亡した職員にあつては、退職し、又は死亡
した日現在。次項において同じ。)において
受けるべき扶養手当の月額及びこれに対す
る地域手当の月額の合計額を加算した額に
100分の95 (特定幹部職員にあつては、100
分の115) を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任
用職員の勤勉手当基礎額に100分の45 (特定
幹部職員にあつては、100分の55) を乗じて
得た額の総額

3～5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

公安職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	166,000	181,700	208,200	248,300	291,800	318,300	346,800	381,300	422,400	458,000
	2	167,700	183,500	210,200	250,100	293,800	320,500	349,000	383,500	424,200	461,100
	3	169,500	185,300	212,200	251,900	295,900	322,800	351,300	385,500	426,100	464,100
	4	171,200	187,100	214,200	253,700	298,200	324,900	353,500	387,600	428,000	467,100
	5	172,700	189,000	216,200	255,400	300,000	327,200	355,500	389,300	429,400	470,100
	6	174,600	191,300	218,200	257,200	302,200	329,400	357,600	391,300	431,100	473,100
	7	176,400	193,600	220,200	258,800	304,300	331,700	359,800	393,100	432,700	476,100
	8	178,300	195,900	222,100	260,500	306,500	333,900	362,000	394,900	434,200	479,200
	9	180,000	198,100	224,200	261,800	308,500	335,700	363,800	396,700	435,800	481,900
	10	181,700	200,700	226,000	263,400	310,700	338,000	366,000	398,700	437,500	485,000
	11	183,400	203,200	227,800	264,700	313,000	340,200	368,000	400,700	439,100	488,000
	12	185,100	205,700	229,600	266,000	315,100	342,500	370,200	402,800	440,700	491,100
	13	187,000	208,000	231,500	267,600	317,200	344,500	372,100	404,500	441,800	493,800
	14	189,100	209,800	233,400	269,000	319,500	346,600	374,200	406,600	443,400	496,100
	15	191,200	211,600	235,300	270,100	321,700	348,800	376,300	408,600	445,200	498,400
	16	193,300	213,400	237,200	271,400	323,900	350,900	378,400	410,700	447,000	500,700
	17	195,500	215,300	238,800	272,300	325,700	353,000	380,000	412,400	448,600	502,800
	18	197,900	217,200	240,600	273,700	328,000	355,000	382,000	414,100	450,400	504,200
	19	200,300	219,100	242,400	275,100	330,100	357,000	383,900	415,800	452,200	505,700
	20	202,700	220,900	244,200	276,500	332,400	359,100	385,900	417,400	453,900	507,100
	21	205,200	222,600	245,800	277,800	334,400	360,900	387,700	419,100	455,500	508,300
	22	207,000	224,400	247,200	279,200	336,400	362,900	389,800	420,700	457,200	509,700
	23	208,800	226,200	248,400	280,500	338,500	364,800	391,900	422,100	458,800	511,200
	24	210,600	228,000	249,700	282,000	340,500	366,900	393,900	423,600	460,600	512,700
	25	212,500	229,700	251,000	283,200	342,400	368,600	395,600	424,900	462,100	513,800
	26	214,300	231,400	252,300	285,100	344,500	370,600	397,600	426,300	463,500	514,900
	27	216,100	233,100	253,600	287,100	346,400	372,600	399,700	427,800	465,000	516,100
	28	217,800	234,800	254,800	289,100	348,400	374,600	401,800	429,400	466,300	517,300
	29	219,700	236,200	256,000	291,000	350,300	376,500	403,300	430,700	467,500	518,300
	30	221,500	238,000	257,100	293,000	352,400	378,600	405,100	432,400	468,200	519,200
	31	223,300	239,800	258,400	294,800	354,300	380,700	406,800	434,100	468,900	520,100
	32	225,100	241,600	259,500	296,700	356,400	382,700	408,500	435,700	469,600	521,000
	33	226,800	243,000	260,100	298,500	357,900	384,600	410,200	437,100	470,100	521,800
	34	228,500	244,500	261,300	300,300	359,900	386,700	411,700	438,800	470,900	522,700
	35	230,200	245,800	262,400	302,200	361,800	388,800	413,300	440,500	471,600	523,400
	36	231,900	247,200	263,600	304,000	363,900	390,700	414,800	442,100	472,200	523,900

	37	233,300	248,500	264,500	305,800	365,800	392,400	416,100	443,500	472,500	524,600
	38	235,100	249,800	265,700	307,700	367,900	393,900	417,600	444,200	473,100	525,200
	39	236,900	251,000	266,700	309,600	369,900	395,200	419,100	444,900	473,600	526,000
	40	238,700	252,200	267,700	311,300	371,900	396,600	420,600	445,600	474,100	526,600
	41	240,100	253,400	268,900	313,100	373,900	397,800	422,100	446,000	474,600	527,100
	42	241,500	254,600	270,300	314,900	376,000	398,900	423,400	446,600	475,000	
	43	242,800	255,700	271,600	316,800	378,100	399,900	424,700	447,300	475,400	
	44	244,000	256,800	272,800	318,700	380,100	400,900	425,900	447,900	475,800	
	45	245,300	257,600	273,900	320,400	381,800	402,100	426,900	448,700	476,100	
	46	246,400	258,700	275,400	322,300	383,500	403,300	427,600	449,400	476,500	
	47	247,400	259,800	276,900	324,200	385,100	404,400	428,400	449,900	476,900	
	48	248,300	261,000	278,500	326,000	386,800	405,600	429,200	450,400	477,300	
	49	249,200	261,900	280,300	327,500	388,200	406,900	429,700	450,900	477,600	
	50	250,300	263,100	282,000	329,100	389,200	407,700	430,100	451,200		
	51	251,500	264,100	283,700	330,500	390,200	408,500	430,500	451,500		
	52	252,600	265,200	285,200	332,200	391,200	409,200	430,800	451,900		
	53	253,300	266,400	286,700	333,700	392,500	409,700	431,100	452,300		
	54	254,500	267,400	288,500	335,400	393,600	410,400	431,500	452,500		
	55	255,400	268,800	290,200	337,100	394,700	411,100	431,800	452,800		
	56	256,600	270,000	291,900	338,900	395,900	411,700	432,100	453,000		
	57	257,600	271,000	293,400	339,900	397,200	412,400	432,400	453,400		
	58	258,600	272,600	295,100	341,600	398,000	412,800	432,700	453,600		
	59	259,400	274,000	296,900	343,200	398,800	413,400	433,000	453,800		
	60	260,400	275,600	298,700	344,800	399,500	414,000	433,300	454,000		
	61	261,500	277,200	300,100	346,400	400,000	414,400	433,600	454,400		
	62	262,500	278,800	301,900	348,100	400,700	415,000	433,900	454,600		
	63	263,600	280,400	303,700	349,800	401,400	415,500	434,200	454,800		
	64	264,500	281,900	305,400	351,500	402,100	416,000	434,500	455,000		
	65	265,600	283,300	306,800	353,100	402,400	416,500	434,800	455,400		
	66	266,800	284,700	308,500	354,700	403,100	417,100	435,100			
	67	268,000	286,200	309,900	356,300	403,800	417,500	435,400			
	68	269,300	287,600	311,600	357,900	404,400	418,000	435,700			
	69	270,500	289,200	313,000	359,100	404,800	418,400	435,900			
	70	271,900	290,700	314,400	360,500	405,300	418,700	436,200			
	71	273,300	292,300	315,800	361,800	405,900	419,000	436,500			
	72	274,600	293,900	317,300	363,200	406,400	419,300	436,800			
再任用 職員以 外の職 員	73	275,800	295,100	318,100	364,400	406,900	419,600	437,000			
	74	277,200	296,500	319,700	365,600	407,300	419,900	437,300			
	75	278,600	298,000	321,200	366,900	407,800	420,200	437,600			
	76	279,800	299,500	322,900	368,200	408,300	420,500	437,900			

77	281,000	300,500	324,700	369,500	408,800	420,700	438,100
78	282,200	302,000	326,400	370,700	409,300	421,000	438,400
79	283,400	303,200	328,000	371,900	409,900	421,300	438,700
80	284,400	304,700	329,600	373,100	410,400	421,600	439,000
81	285,500	306,000	331,300	374,300	410,800	421,800	439,200
82	286,700	307,400	333,000	375,500	411,400	422,100	439,500
83	288,000	308,600	334,600	376,600	411,900	422,400	439,800
84	289,300	310,000	336,300	377,800	412,100	422,600	440,100
85	290,500	311,000	337,700	378,900	412,400	422,800	440,300
86	291,700	312,500	339,200	379,500	412,900	423,100	
87	292,600	313,800	340,700	380,000	413,200	423,400	
88	293,800	315,300	342,200	380,600	413,500	423,600	
89	294,800	316,800	343,500	381,200	413,800	423,800	
90	296,000	318,300	344,700	381,800	414,200	424,100	
91	297,100	319,700	346,000	382,400	414,600	424,400	
92	298,300	321,200	347,300	383,000	415,000	424,600	
93	298,900	322,500	348,700	383,300	415,300	424,800	
94	300,200	323,800	350,200	383,800	415,700		
95	301,300	325,200	351,700	384,400	416,100		
96	302,600	326,500	353,200	384,900	416,500		
97	303,700	327,700	354,500	385,300	416,800		
98	304,900	329,000	355,700	385,700	417,200		
99	306,100	330,300	356,800	386,300	417,600		
100	307,300	331,600	358,000	386,800	418,000		
101	308,500	333,000	359,100	387,200	418,300		
102	309,500	333,900	360,200	387,700			
103	310,600	335,000	361,300	388,300			
104	311,600	336,200	362,500	388,800			
105	312,400	337,300	363,700	389,100			
106	313,000	338,400	364,200	389,500			
107	313,600	339,400	364,800	390,000			
108	314,300	340,500	365,400	390,300			
109	314,800	341,700	366,000	390,600			
110	315,300	342,700	366,500	391,100			
111	315,800	343,700	367,000	391,600			
112	316,400	344,600	367,500	392,100			
113	317,200	345,500	367,900	392,400			
114	317,900	346,400	368,300	392,900			
115	318,600	347,400	368,900	393,400			
116	319,300	348,400	369,400	393,900			

117	319,900	349,400	369,800	394,200						
118	320,700	349,900	370,300	394,700						
119	321,400	350,500	370,900	395,200						
120	322,200	351,100	371,400	395,700						
121	322,800	351,400	371,500	396,100						
122	323,100	351,800	372,100	396,600						
123	323,600	352,300	372,600	397,000						
124	324,100	352,700	373,000	397,500						
125	324,400	353,100	373,500	397,900						
126			374,000							
127			374,500							
128			375,000							
129			375,300							
130			375,800							
131			376,300							
132			376,800							
133			377,100							
134			377,600							
135			378,000							
136			378,400							
137			378,700							
138			379,200							
139			379,700							
140			380,200							
141			380,500							
再任用 職員	241,100	252,800	256,900	288,200	304,700	318,800	342,400	377,500	409,100	451,300

備考 この表は、警察官に適用する。

第2条 静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養手当)</p> <p>第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第2号に該当する扶養親族(子に限</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。<u>ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、職員の給与に関する条例第4条第1項第1号に掲げる行政職給料表(以下「行政職給料表」という。)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行政職9級以上職員等」という。)に対しては、支給しない。</u></p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p><u>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3 扶養手当の月額、<u>扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行政職8級職員等」という。)にあつては、3,500円)</u>、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき11,000円とする。</p>

る。) 1人につき8,000円(職員に配偶者が
ない場合にあつては、そのうち1人につ
ては12,000円)

(2) 前項第2号に該当する扶養親族(子を
除く。)及び前項第3号から第5号までの扶
養親族 1人につき6,500円(職員に配偶者が
ない場合にあつては、そのうち1人につ
ては11,000円)

4 (略)

第11条 新たに職員となつた者に扶養親族があ
る場合又は職員に次の各号のいずれかに該当
する事実が生じた場合においては、その職員
は、直ちにその旨(新たに職員となつた者に
扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当
する事実が生じた場合において、その職員に
配偶者がいないときは、その旨を含む。)を任命
権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至
つた者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者があ
る場合(前条第2項第2号又は第4号に該
当する扶養親族が、満22歳に達した日以後
の最初の3月31日の経過により、扶養親族
たる要件を欠くに至つた場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配
偶者のない職員となつた場合(前号に該当
する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配
偶者を有するに至つた場合(第1号に該当
する場合を除く。)

4 (略)

第11条 新たに職員となつた者に扶養親族(行
政職9級以上職員等にあつては、扶養親族た
る子に限る。)がある場合、行政職9級以上職
員等から行政職9級以上職員等以外の職員と
なつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等が
ある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲
げる事実が生じた場合においては、その職員
は、直ちにその旨を任命権者に届け出なけれ
ばならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至
つた者がある場合(行政職9級以上職員等
に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を
具備するに至つた者がある場合を除く。)

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者があ
る場合(扶養親族たる子又は前条第2項第
3号若しくは第5号に該当する扶養親族
が、満22歳に達した日以後の最初の3月31
日の経過により、扶養親族たる要件を欠く
に至つた場合及び行政職9級以上職員等に
扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠
くに至つた者がある場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後^にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となつた日、行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級以上職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、行政職9級以上職員等以外の職員から行政職9級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級以上職員等となつた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後^にされたときは、その届出を受理した日の属する月の

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行政職9級以上職員等が行政職9級以上職員等以外の職員となつた場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職8級職員等が行政職8級職員等及び行政職9級以上職員等以外の職員となつた場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職9級以上職員等以外のものが行政職9級以上職員等となつた場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政職8級職員等及び行政職9級以上職員等以外のものが行政職8級職員等となつた場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対す

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対す

<p>る地域手当の月額を合計額を加算した額に<u>100分の95</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の115</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の55</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>る地域手当の月額を合計額を加算した額に<u>100分の90</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の110</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の52.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第5項から第7項までの規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 第1条の規定（静岡県地方警察職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条第2項の改正を除く。）による改正後の給与条例の規定は平成29年4月1日（以下「適用日」という。）から、第1条の規定（給与条例第21条第2項の改正に限る。）による改正後の給与条例の規定は同年12月1日から適用する。
(適用日前の異動者の号給の調整)
- 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
(平成33年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例（以下この項から第7項までにおいて「第2条改正後給与条例」という。）第10条第1項ただし書及び第11条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる第2条改正後給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条第3項	扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める	前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,500円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのう
---------	---	---

	職員（以下「行政職 8 級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 11,000円	ち 1 人については 11,500円）、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき 6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち 1 人については 9,000円）
第11条第 1 項	扶養親族（行政職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職 9 級以上職員等から行政職 9 級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
	その旨	その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）
第11条第 1 項第 1 号	場合（行政職 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）	場合
第11条第 1 項	(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行政職 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）	(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。） (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。） (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第 1 号に該当する場合を除く。）
第11条第 2 項	扶養親族（行政職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族

	<p>なつた日、行政職 9 級以上職員等から行政職 9 級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 9 級以上職員等以外の職員となつた日</p>	<p>なつた日</p>
	<p>同項の規定による届出に係るものがない場合</p>	<p>前項の規定による届出に係るものがない場合</p>
	<p>死亡した日、行政職 9 級以上職員等以外の職員から行政職 9 級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 9 級以上職員等となつた日</p>	<p>死亡した日</p>
第11条第3項	<p>次の各号のいずれか</p>	<p>第 1 号、第 2 号若しくは第 7 号</p>
	<p>においては、その</p>	<p>又は扶養手当を受けている職員について第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの</p>
	<p>その日が</p>	<p>これらの日が</p>
	<p>第 1 号又は第 3 号</p>	<p>第 1 号</p>
	<p>の改定</p>	<p>の改定（扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち</p>

		扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定
第11条第3項第2号	扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族

6 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第10条第1項ただし書及び第11条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる第2条改正後給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条第3項	扶養親族たる配偶者、父母等	前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族
	（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政職8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号	、同項第2号
第11条第1項	扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
第11条第1項第1号	場合（行政職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）	場合
第11条第1項第2号	場合及び行政職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに	場合

	至った者がある場合	
第11条第2項	扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
	なつた日、行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級以上職員等以外の職員となつた日	なつた日
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、行政職9級以上職員等以外の職員から行政職9級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級以上職員等となつた日	死亡した日
第11条第3項	次の各号のいずれか	第1号、第2号又は第7号
	第1号又は第3号	第1号
第11条第3項第2号	扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族

7 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第10条第1項ただし書並びに第11条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる第2条改正後給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条第3項	扶養親族たる配偶者、父母等	前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）
	が8級	が8级以上
	行政職8級職員等	行政職8级以上職員等
	前項第2号	同項第2号
第11条第1項	扶養親族（行政職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場	扶養親族

	合、行政職 9 級以上職員等から行政職 9 級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等	
第11条第 1 項第 1 号	場合（行政職 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）	場合
第11条第 1 項第 2 号	場合及び行政職 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合	場合
第11条第 2 項	扶養親族（行政職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
	なつた日、行政職 9 級以上職員等から行政職 9 級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 9 級以上職員等以外の職員となつた日	なつた日
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、行政職 9 級以上職員等以外の職員から行政職 9 級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 9 級以上職員等となつた日	死亡した日
第11条第 3 項	次の各号のいずれか	第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号
	第 1 号又は第 3 号	第 1 号
第11条第 3 項第 2 号	扶養親族（行政職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
第11条第 3 項第 4 号	行政職 8 級職員等が行政職 8 級職員等及び行政職 9 級以上職員等	行政職 8 級以上職員等が行政職 8 級以上職員等
第11条第 3 項第	行政職 8 級職員等及び行政職 9 級以上職	行政職 8 級以上職員等

6号	員等	
	が行政職8級職員等	が行政職8級以上職員等

(人事委員会規則への委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。